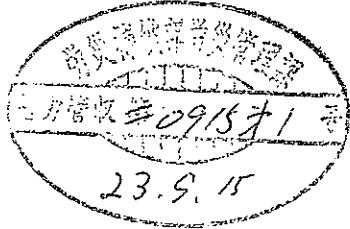


## 労働者健康福祉機構の不要財産の国庫納付について

別添1 認可申請書

別添2 意見書

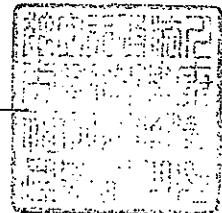
別添1



労健福発第1237号  
平成23年9月15日

厚生労働大臣  
小宮山洋子 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構  
理事長 名川 弘



認可申請書

独立行政法人労働者健康福祉機構が所有する下記不要財産について、独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）第46条の2第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年六月七日政令第三百十六号）第2条の2第1項に基づき、別添のとおり、国庫納付に係る認可申請を致します。

記

政府出資等に係る不要財産

1,588,670,239円（現金及び預金）

## 別添

### 1 現物納付による国庫納付に係る不要財産の内容

- (1) 区分及び種類 現金及び預金  
(2) 所在 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地  
(3) 数量 1,588,670,239円

### 2 不要財産と認められる理由

当機構の第1期中期目標期間の最後の事業年度（平成20年度）における運営費交付金債務については、独立行政法人会計基準に基づき、精算収益化を行っているところであるが、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令に基づき、運営費交付金を充当して業務を行う勘定（以下「本部等勘定」という。）については、それ以外の勘定と明確に区分して経理を行う必要があり、当該精算収益化額に相当する額等については、当機構において活用できないため、将来にわたり業務を実施する上で必要がない財産と認められるもの。

### 3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額 (現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額)

- (1) 取得日の額 1,588,670,239円  
(2) 申請日の額 1,588,670,239円

### 4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他内容

- (1) 出資又は支出の額 1,588,670,239円  
(2) 会計の区分 労働保険特別会計

### 5 現物による国庫納付の予定時期

平成23年12月予定

### 6 その他必要な事項

当機構の法定勘定は1勘定であり、本部等勘定以外の勘定の損益計算において精算収益化による利益を上回る損失が生じていたため、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第44条第2項の規定に定めるとおり、この損失を埋め、なお繰越欠損金として整理を行ったところである。

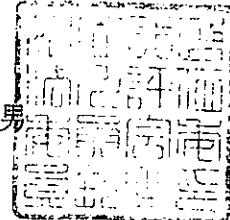
よって、精算収益化額等については、労働者健康福祉機構法第13条第3項に該当しないため、機構内部に留保していたものであるが、平成22年11月に改正通則法が施行されたことから、今般、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、政府出資等に係る不要財産として国庫納付するに当たり、認可申請を行うものである。

別添2

独評発第1031001号  
平成23年10月31日

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 猿田 享男



意 見 書

独立行政法人労働者健康福祉機構の不要な財産の国庫納付について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第46条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が認可を行うに当たっての同条第5項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成23年9月15日付け厚生労働大臣あて申請書（労健福発第1237号）のとおり不要財産を国庫納付することについて、通則法第46条の2第1項の規定に基づき認可することに異存ない。